【2020年5月20日 商品改定】

- ◆「食中毒·特定感染症利益補償特約」が付帯される以下の契約については、本特約が自動セットされます。
 - 2020 年 2 月 1 日 (注) が保険期間に含まれる契約
 - 2020 年 2 月 1 日 (注) 以降に保険始期がある契約
 - (注)「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日です。

新型コロナウイルス感染症追加補償特約(賠責総合用)

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に食中毒・特定感染症利益補償特約が付帯されている場合に適用されます。

第2条(新型コロナウイルス感染症の追加)

当会社は、この特約により、次のいずれかに該当する場合を除き、食中毒・特定感染症利益補償特約第2条(保険金をお支払いする場合)②に定める感染症に新型コロナウイルス感染症(注1)を追加します。

- ① 施設(注2)が新型コロナウイルス感染症に汚染された場合において、保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置がなされなかったとき
- ② 新型コロナウイルスが感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律 第114号)が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に位置付けられたとき
 - (注1) 新型コロナウイルス感染症

令和2年政令第11号第1条により指定された新型コロナウイルス感染症をいいます。

(注2) 施設

被保険者の営業のための施設をいいます。

第3条(保険金をお支払いしない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛
- ② この保険契約の保険期間の開始日の翌日から起算して14日以内に発生した事故。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

ア 継続契約(注1)

イ 令和2年5月19日以前に締結された初年度契約(注2)

(注1) 継続契約

食中毒・特定感染症利益補償特約が付帯された保険契約の終了日(注3)を保険期間の開始日とする当会社との保険契約をいいます。

(注2) 初年度契約

食中毒・特定感染症利益補償特約が付帯された当会社との継続契約以外の保険契約をいいます。

(注3)保険契約の終了日

その保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。

第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。